

平成 30 年 3 月 15 日

計量証明書の電子交付をご検討する皆様へ

一般社団法人 日本環境測定分析協会
出版・会誌委員会

本資料は、当協会が平成 28 年 2 月に東京と岡山で開催した有料セミナー「計量証明書の電子交付等の運用基準（ガイドライン）説明会」で配布した約 100 ページの資料を元に、

① 「計量法関係法令の解釈運用等について」を平成 28 年 2 月版から平成 29 年 3 月版へ変更

② 当時配布しなかった「計量証明事業の登録等について（平成 28 年 3 月／全国計量行政会議）」を追加したもの

となっております。

計量証明書の電子交付等の準備を進めるにあたり、参考資料をとのご要望にお応えするため販売を開始しました。

電子交付の扱いについて、経済産業省計量行政室との情報交換の中で、従来の紙ベースでの交付とは異なる電子交付に特有の留意点があることを運用する事業者のみなさまへよりはっきりとご認識していただいております。手続き等はこちらへお問い合わせください。

特に下記 3 項は事業規程もしくは細則等へ記載していただきたく事項としてご連絡させていただきます。

なお、電子交付についての実務的な準備等については、一般社団法人日本 EDD 認証推進協議会（略称 JEDAC : TEL03-6895-6805）が行っております。手続き等はこちらへお問い合わせください。

JEDAC ホームページ

<http://jedac.jp/>

（ 記 ）

- 1) 電子交付（発行）を行おうとする計量証明事業者は、顧客（分析結果の第一受取事業者）との間で事前に電子化文書の交付についての書面もしくはメールで承諾を得ること。
- 2) 電子発行した計量証明書の修正等が生じたときは、前に発行した電子での計量証明書の破棄を顧客へ連絡し、破棄した旨の回答を得ること。新たに発行した電子での計量証明書は、紙での発行と同じく枝番等で新しい計量証明書であることが判別できること。
- 3) 電子での一般的な行為として、電子で受けとった側が元請（第二受取事業者）等へ転送した場合、そこにも原本が存在することになる。但し、上記 2) 項の行為を行った場合、計量証明事業者が破棄の通知・確認が取れるのは第一受取事業者との間だけである。破棄すべき事象が発生した場合の第二事業者等への破棄の通知は第一事業者側が行う旨の連絡を計量証明事業者から第一受取事業者へ行うこと。